



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階  
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

## 令和6年6月スタート「定額減税」って何？

**従業員(専従者含む)がいる方は要注意!**

Part 1: 所得税編

令和6年度の税制改正において、物価上昇による国民の負担を緩和することを目的とした定額減税が実施されることになりました。

減税額は1人あたり所得税3万円+住民税1万円の計4万円で、令和6年分(個人住民税は令和5年分)の合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象となります。また、納税者本人だけでなく同一生計配偶者、扶養親族分も減税の対象となり、納税者分の所得税や住民税から減税されます。

所得税(1人あたり3万円)の減税方法についてポイントを簡単にまとめます。

### <事業所得等の方>

個人事業主(事業所得者や不動産所得者)の減税は原則として確定申告で実施されますので、来年、令和6年分の申告をする際に減税となる予定です。ただし、予定納税の対象となる方は7月の予定納税額(第1期分)から3万円が控除されます。

### <給与所得の方>

6月1日以後、最初に支払われる給与等(賞与を含む)について、源泉徴収される所得税から控除されます。控除してもなお、引ききれない金額は7月以降に支払われる給与等から順次控除されます。



### ポイント

- ・従業員がいる事業主は6月に給与等を支払う際、源泉徴収税額から定額減税をしなければならない
  - ・6月の給与で控除しきれなかった場合は、7月の給与や8月の給与…と順次、その従業員の定額減税額に到達するまで控除額の管理が必要(ただし令和6年12月分まで)となりますので、対象となる事業主の皆さまはご注意ください。
- 今回の記事は、会員の皆さまに関係のありそうな「個人事業主の減税はいつなのか?」と「6月から従業員の定額減税をする必要がある」という部分だけのまとめになります。来月号でもまた、住民税からの定額減税などの記事を取り上げる予定です。その他、年金の方の減税・非課税世帯への給付…などなど様々な情報が特設サイトに記載されておりますので、気になる方はQRコードよりご確認ください。

おからの  
税務署  
お知らせ

所得税の定額減税について、国税庁ホームページの定額減税特設サイトに、制度解説動画やQ&Aのほか、説明会の案内を掲載していますので、ぜひご覧ください。

定額減税特設サイト➔



## 第6回定時総会を開催します! ぜひご参加ください。

おかげさまで、一般社団法人福岡中央青色申告会を発足して7年目を迎えることができました。つきましては、会員総会を以下の通り行いますので、ぜひご参加ください。詳細は別紙をご確認のうえ、出欠連絡票・委任状兼議決権行使書の提出をお願いいたします。

■日時：令和6年5月24日(金) 15:00~18:30

■場所：福岡県中小企業振興センター(福岡市博多区吉塚本町9-15)

■次第：第一部(会場:3階301号室)

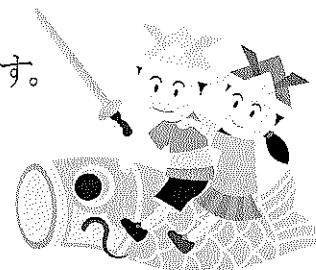
第二部(会場:2階202号室)

定時総会・基調講演/15:00~16:50

懇親会/17:00~18:30

■会費：お一人1,000円(懇親会にご参加の方のみ)

※懇親会は立食形式です。



## 会員の異動状況

一般社団法人福岡中央青色申告会の前身の福岡県青色申告会連合会祇園支部の創設から、今年で満19年となりました。昨年度も会員の皆さまからのご紹介や、会計講習会からの入会勧奨等の会活動により30名の純増、会員数は令和6年3月末現在で638名となりました。

毎年少しずつ増え続けており、本当にありがたい限りです。今年度ももちろん、会員を増やしていきたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 自動車税の納付期限は5月31日(金)です!

- 4月1日現在で自動車をお持ちの方に課税されます。5月上旬に納税通知書が送付されますので、5月31日までに納付しましょう。
- 納税は金融機関・コンビニのほか、クレジットカード払い、アプリを使用したPayPayなどのスマホ決済でも可能となっています。ただし、自動車税種別割納税証明書や領収書が発行されませんのでご注意ください。
- 住所変更などで納税通知が届かないときは、最寄りの県税事務所にお尋ねください。
- 自動車を買替えられた方で、下取り等に出した車の納税通知書が送られてきた場合は、抹消あるいは移転の登録手続きが済んでないと思われる。手続きを依頼された販売会社等にご確認ください。

## お花見をしました

4月2日に、博多区の冷泉公園でお花見を行いました。

コロナの影響もあり5年ぶりの開催となりましたが、当日は桜も丁度満開となり、冷泉公園全体が花見客で賑わっていました。

確定申告の時期はバタバタとしており、なかなかゆっくりとお話しができなかつたりするので、会員の皆さまと交流できる良い機会となりました♪ご参加いただいた会員の皆さま、ありがとうございました!



### ＝相談日のお知らせ＝

確定申告の時期はお休みしていました法律・税務相談日を5月より再開いたします。ご希望の方はお電話にてご予約をお願いします。

#### 法律相談日

弁護士の橘先生による無料相談

**5月10日(金)** 16時～17時

事業経営のトラブル・プライベートな相談等

#### 税務相談日

税理士による無料相談

**5月10日(金)・16日(木)・6月3日(月)**

所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

### 5月の行事予定

5月 1日(水)	クールビズ開始 (10月末終了予定)
5月10日(金)・16日(木)	税務相談日
5月10日(金)	法律相談日
5月24日(金)	第6回定時総会
5月31日(金)	所得税(延納分)口座振替日
5月31日(金)	自動車税 納期限

5月14日(火)・5月24日(金)は会議のため、時間帯によっては事務所を閉めております。

#### 全青色共済・傷害・疾病入院 口座振替日

加入者の皆さま宛に口座振替に関するハガキを同封しております。

口座振替日は、  
全青色共済・傷害特約…………… 5月23日(木)  
全青色傷害・疾病入院補償… 5月27日(月)  
となっております。

# ふくおかNEWS

メール: info@aiiro-f.com  
H P: https://aiiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号:070-5416-5221

## 編集後記

総理肝いりの定額減税、減税されるのは嬉しいことですが、従業員がいる事業者の手間は多そうです…。確定申告が終わったあたりから質問が多かったので載せてみました。

